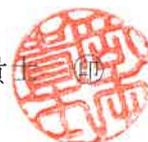


令和8年2月3日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

6番 岡本 貴



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>4月開始、たばこ増税、その使い道は</p>	<p>令和8年4月1日から、防衛力強化のための財源確保の一環として、たばこ税の増税が4月および10月の2段階で実施される予定である。たばこ税は国税および地方税で構成されており、本町においても一定の税収増が見込まれるところである。</p> <p>一方で、たばこ税は用途が限定されない一般財源であるものの、喫煙者の負担が増加することを踏まえれば、その税収が納得感のある形で活用されることが重要であると考えます。</p> <p>そこで、たばこ増税に伴う本町の町たばこ税収の見込みと、その用途に関する町の考えを伺う。</p> <p>(1) 令和8年度以降、たばこ増税により見込まれる本町の町たばこ税収の増加額はいくらか。また、紙巻きたばこを含めたたばこ税全体の税収について、今後どのように見通しているのか伺う。</p>	<p>町長</p>

## 様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>(2) 今回の増税による増収分について、現時点において特定の事業や分野への充当を想定しているのか、町の考えを伺う。</p> <p>(3) 本町の「生き生きこおり健康プラン」に掲げられている、喫煙に関する知識の普及・啓発、受動喫煙防止対策の推進、20歳未満の者や妊産婦の喫煙防止教育の推進、禁煙の取組支援といった分野の取組推進および分煙環境整備（公共喫煙所の増設・維持など）などに、増税による税収を活用する考えはあるのか伺う。</p> <p>(4) 今後、たばこ増税による税収の使途について、町民に分かりやすく示すため、資料等において明示する方針はあるのか伺う。</p> <p>以上</p>	
--	---	--